

公民科ご担当先生

平成31年2月  
数研出版株式会社

**平成30年度用高等学校教科書「改訂版 高等学校 現代社会／現社320」更新のお知らせ**

常日頃は弊社書籍をお使いいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、先般、書面にてお知らせいたしました通り、標記の教科書の記述内容の更新（客観的事情の変更等）を文部科学省に訂正申請し承認されましたので、お知らせいたします。

誠に恐れ入りますが、必要に応じて、生徒の皆様にご周知いただきますようお願い申し上げます。

\*平成31年度供給の教科書では、これらの更新は修正済みでございます。統計資料についても適宜更新しております。

「改訂版 高等学校 現代社会／現社 320」更新のお知らせ

訂正箇所		原文	訂正文
頁	行		
前見返し ③		<p><u>世界</u> 1999 3 NATO<u>軍</u>, ユーゴスラビア攻撃</p>	<p><u>世界</u> 1999 3 NATO<u>,</u>, ユーゴスラビア攻撃 (行数調整)</p> <p>(追加) <u>日本</u> 2018 6 「18歳成人」・改正民法成立</p> <p><u>世界</u> 2018 6 米朝首脳会談</p>
8	注①	2015年現在, <u>50</u> か所が登録されている。	2018年現在, <u>52</u> か所が登録されている。
8	図1		<p>(追加) <u>長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産</u></p>
12	左2-6	国際自然保護連合(IUCN)が <u>2017</u> 年に発表したレッドリストによると, 調査した生物種の約 30%にあたる <u>25,062</u> 種が絶滅の危機にさらされている。日本でも, <u>2017</u> 年の環境省によるレッドリストに, <u>3,634</u> 種が絶滅の恐れのある種として掲載されている。	国際自然保護連合(IUCN)が <u>2018</u> 年に発表したレッドリストによると, 調査した生物種の約 30%にあたる <u>26,197</u> 種が絶滅の危機にさらされている。日本でも, <u>2018</u> 年の環境省によるレッドリストに, <u>3,675</u> 種が絶滅の恐れのある種として掲載されている。
12	左21	<u>2017</u> 年の段階ですべて危機遺産となっている。	<u>2018</u> 年の段階ですべて危機遺産となっている。
16	13	<u>2014</u> 年の国のエネルギー基本計画では, 原子力は重要なベースロード電源と位置づけられた。	<u>2018</u> 年の国のエネルギー基本計画では, 原子力は重要なベースロード電源と位置づけられた。
16	図1	<p>(<u>2017</u> 年)</p> <p>大飯 <u>■ ■ ■ ■</u> 伊方 <u>× ■ ■</u></p> <p><u>2017</u> 年現在, 日本の商業用原子力発電所は <u>42</u> 基であり, それらの合計出力は <u>4,148.2</u> 万キロワット (kW) である。<u>設備容量では, アメリカ, フランスに次いで世界第3位である。</u></p>	<p>(<u>2018</u> 年)</p> <p>大飯 <u>× × ■ ■</u> 伊方 <u>× × ■</u></p> <p><u>2018</u> 年 <u>10</u> 月現在, 日本の商業用原子力発電所は <u>39</u> 基であり, それらの合計出力は <u>3,856.6</u> 万キロワット (kW) である。<u>福島第二は全基の廃止を表明している。</u></p>
20	右9-10	「食品ロス」の量が, 年間約 <u>621</u> 万トン ( <u>2014</u> 年度) になると推計されている。	「食品ロス」の量が, 年間約 <u>646</u> 万トン ( <u>2015</u> 年度) になると推計されている。
21	3-4	国内の原子力発電所は, <u>2013</u> 年 <u>9</u> 月に <u>いったんすべて稼働を止めた。しかし, 2014</u> 年 <u>4</u> 月に政府が公表した「エネルギー基本計画」では,	国内の原子力発電所は, <u>一時期すべて稼働を止めた。しかし, 政府が公表した「エネルギー基本計画」</u> では,

訂正箇所		原文	訂正文																																																							
頁	行																																																									
32	注③	「いたるところに存在する」という意味のラテン語に由来したことばである。近年、電化製品などさまざまなモノがインターネットにつながり、情報のやり取りをする「モノのインターネット (IoT)」が注目されている。	近年、電化製品などさまざまなモノがインターネットにつながり、情報のやり取りをする「モノのインターネット (IoT)」が注目されている。今後、IoTの進展により集積した膨大なデータ (いわゆるビッグデータ) を人工知能 (AI) で分類・判断し、新たな価値を生み出していくことが期待される。																																																							
34	図1	<p>世界の所得水準別インターネット利用人口 (総務省「情報通信白書」による)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年</th> <th>高所得国</th> <th>上位中所得国</th> <th>下位中所得国</th> <th>低所得国</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2000</td> <td>347</td> <td>0.05</td> <td>0.9</td> <td>39</td> </tr> <tr> <td>04</td> <td>706</td> <td>0.2</td> <td>6.4</td> <td>182</td> </tr> <tr> <td>08</td> <td>984</td> <td>0.7</td> <td>29</td> <td>515</td> </tr> <tr> <td>13(年)</td> <td>1,338</td> <td>3.1</td> <td>80</td> <td>1,239</td> </tr> </tbody> </table>	年	高所得国	上位中所得国	下位中所得国	低所得国	2000	347	0.05	0.9	39	04	706	0.2	6.4	182	08	984	0.7	29	515	13(年)	1,338	3.1	80	1,239	<p>主な国のインターネット利用率 (総務省「世界の統計」による)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年</th> <th>ノルウェー</th> <th>サウジアラビア</th> <th>日本</th> <th>ブラジル</th> <th>エジプト</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2000</td> <td>50</td> <td>40</td> <td>10</td> <td>5</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>05</td> <td>80</td> <td>70</td> <td>20</td> <td>15</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>10</td> <td>90</td> <td>75</td> <td>40</td> <td>25</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>16(年)</td> <td>95</td> <td>80</td> <td>60</td> <td>40</td> <td>25</td> </tr> </tbody> </table>	年	ノルウェー	サウジアラビア	日本	ブラジル	エジプト	2000	50	40	10	5	5	05	80	70	20	15	10	10	90	75	40	25	15	16(年)	95	80	60	40	25
年	高所得国	上位中所得国	下位中所得国	低所得国																																																						
2000	347	0.05	0.9	39																																																						
04	706	0.2	6.4	182																																																						
08	984	0.7	29	515																																																						
13(年)	1,338	3.1	80	1,239																																																						
年	ノルウェー	サウジアラビア	日本	ブラジル	エジプト																																																					
2000	50	40	10	5	5																																																					
05	80	70	20	15	10																																																					
10	90	75	40	25	15																																																					
16(年)	95	80	60	40	25																																																					
35	2	膨大な情報を収集・処理し、	膨大な情報を収集・処理し、 (ビッグデータ)																																																							
43	図3	↑ 3 年齢による法律上の制限	↑ 3 年齢による法律上の制限 (2018 年現在。2022 年 4 月より成人年齢が 18 歳へ引き下げられる)																																																							
92	9-10	とくに、沖縄に、全国の基地面積の約 70% が集中し、沖縄本島面積の約 15% が米軍基地で占められている。	とくに、沖縄に、全国の米軍専用施設面積の約 70% が集中し、沖縄本島面積の約 14% が米軍専用施設で占められている。																																																							
95	図2	参議院 定員 242 名 選挙区選出 146 名 比例代表選出 96 名	参議院 定員 248 名 選挙区選出 148 名 比例代表選出 100 名																																																							
106	図1	<p>2017 日本のあるところ</p> <p>赤字は 2017 年 10 月現在, 国会に議席を持つ政党・政治団体</p>	<p>(削除)</p> <p>赤字は 2018 年 10 月現在, 国会に議席を持つ政党・政治団体</p>																																																							
107	図3	<p>衆議院 465 議席 参議院 242 議席</p> <p>立憲民主党 54 自由民主党 125</p> <p>希望の党 51 民進党 47</p> <p>その他・無所属 25 希望の党 3</p> <p>その他・無所属 17</p> <p>(2017 年 11 月 1 日現在)</p>	<p>衆議院 465 議席 参議院 242 議席</p> <p>立憲民主党 58 自由民主党 126</p> <p>国民民主党 37 立憲民主党 24</p> <p>その他・無所属 35 国民民主党 23</p> <p>(欠員 1 含む) その他・無所属 19</p> <p>(2018 年 10 月末現在)</p>																																																							

訂正箇所		原 文	訂正文
頁	行		
109	13	一方、参議院では、都道府県ごとの選挙区から <u>146</u> 名、全国を選挙区とする比例代表から <u>96</u> 名の合計 <u>242</u> 名を選出する(3年ごとに半数改選)。	一方、参議院では、都道府県ごとの選挙区から <u>148</u> 名、全国を選挙区とする比例代表から <u>100</u> 名の合計 <u>248</u> 名を選出する(3年ごとに半数改選)。
109	注③	参議院では <u>非拘束名簿式比例代表制</u> をとっており、候補者名でも政党名でも投票できる。 <u>各政党のなかで個人得票の多い者から当選となる制度である。</u>	参議院では <u>原則として非拘束名簿式比例代表制</u> をとっており、候補者名でも政党名でも投票できる。 <u>。</u>
113	5-6	さらに <u>民法などの成人年齢の引き下げも検討されている。</u>	さらに <u>成人年齢も 2022 年 4 月より満 18 歳以上に引き下げられることになった。</u>
113	左23-30	さらに、先進国のなかで <u>18 歳選挙権を導入していない国は韓国(19 歳以上)くらいで、世界の約 9 割の国・地域では 18 歳までに選挙権が与えられている。</u> また、民法上や刑法上の成人年齢についても、 <u>すでに結婚や納税、社会生活の面で成人としての扱いを受けているので、18 歳とすべきである。</u>	また、成人年齢についても、世界の大多数の国で <u>18 歳である。日本でもすでに結婚や納税、社会生活などにおいて 18 歳で成人としての扱いを受けている部分もある。成人年齢が 18 歳になれば、クレジットカードやローンの契約ができ、起業を目指す若者が資金を調達しやすくなるなどのメリットがある。</u>
113	右26-29	さらに、 <u>成人年齢の引き下げによる少年法への影響や喫煙禁止年齢、飲酒禁止年齢引き下げの是非についても簡単には答えが出ないであろう。</u>	さらに、 <u>成人年齢が引き下げられても少年法の対象年齢は 20 歳未満のままであり、加えて飲酒などの禁止年齢との整合性が問われる。成人式も 20 歳で行われる行事として定着しており、成人年齢を引き下げる必要はない。</u>
113	33-34	② <u>選挙権のみならず成人年齢の引き下げを検討した場合、飲酒などの禁止年齢との整合性が問われるが、</u>	② <u>成人年齢が満 18 歳に引き下げられた後も、飲酒など満 20 歳以上にしか認められないものもある。</u>
145	注①	なお、減反政策は <u>2018 年から廃止されることになった。</u>	なお、減反政策は <u>2018 年から廃止された。</u>
149	注④	同意のない契約は、一定の場合に取り消すことが可能である。 <u>。</u>	同意のない契約は、一定の場合に取り消すことが可能である。 <u>なお、民法の改正により、成人年齢が 2022 年 4 月から 20 歳から 18 歳へ引き下げられることになった。</u>
153	8-10	「 <u>格差社会</u> 」とよばれて久しいが、 <u>政府は成長戦略の一環として、さらなる労働分野の規制緩和をめざしている。</u>	なお、 <u>2018 年に長時間労働の是正と多様で柔軟な働き方の実現、雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保などを柱とする働き方改革関連法が成立した。</u>

訂正箇所		原 文	訂正文
頁	行		
153	18-20	<u>ヨーロッパで広まっている同一労働同一賃金の原則が参考にされるべきであろう。このように、格差問題の背景には雇用構造も大きくかかわっているといえよう。</u>	<u>このような賃金格差を解消するため、働き方改革関連法では雇用形態にかかわらず、同一の労働をしている場合は同一の賃金を支払うことが定められた。</u>
153	注⑦	<u>2015年</u> には約 <u>56万人</u> で、	<u>2017年</u> には約 <u>54万人</u> で、
165	図2	<u>国連リベリア・ミッション</u> 加盟国数は <u>2017年10月</u> 現在 193 か国	(削除) (追加) <u>国連ハイチ司法支援ミッション</u> 加盟国数は <u>2018年10月</u> 現在 193 か国
167	右25-29	<u>この負担率はアメリカに次ぐ世界第2位となっている。中国やブラジルなど発展を上げている国々の分担率を上げることで、日本は分担率が前回(2013年から2015年)の10.833%から低下した。</u>	<u>この負担率はアメリカに次ぐ世界第2位であった。2019年から2021年までの分担率(試算段階)は、経済の発展が著しい中国に抜かれ、世界第3位に転落することになった。</u>
169	図3		(追加) <u>2018 米、北朝鮮と初の首脳会談</u>
170	図1		(追加) <u>2018 (2分前)</u>
172	注③	<u>2016年の軍事費が約1兆6,860億ドルであるのに対し、2015年のDAC(→p.189)加盟28か国のODAの総額はわずか1,314億ドルだった。</u>	<u>2017年の軍事費が約1兆7,390億ドルであるのに対し、2017年のDAC(→p.189)加盟29か国のODAの総額はわずか1,466億ドルだった。</u>
187	表5	●北米自由貿易協定 (NAFTA) 発足 1994.1 <u>2017年、アメリカが見直しを表明して再交渉を行っている。</u> ●環太平洋パートナーシップ (TPP) 協定 発足 _____ <u>2015年大筋合意し、2016年署名。2017年、アメリカが離脱表明。</u>	●北米自由貿易協定 (NAFTA) 発足 1994.1 <u>2017年アメリカが見直しを表明し、2018年新たな協定を結ぶことで合意。</u> ●環太平洋パートナーシップ (TPP) 協定 発足 <u>2018.12</u> <u>2015年大筋合意し、2016年署名。2017年アメリカが離脱表明。2018年アメリカを除く11か国で署名、発効 (TPP11)。</u>
193	図4	発効済・署名済： <u>16</u> <u>TPP(署名済)</u> 交渉中： <u>6</u> <u>EU…大枠合意、</u>  ( <u>2017年7月</u> 現在。外務省資料による)	発効済・署名済： <u>18</u> <u>TPP12/11(署名済)、EU(署名済)</u> 交渉中： <u>5</u> (削除)  ( <u>2018年8月</u> 現在。外務省資料による)

訂正箇所		原 文	訂正文
頁	行		
後見 返し ④		米州機構 OAS (35 か国) - ラテンアメリカ経済機構 SELA (27 か国) <u>コスタリカ</u>	米州機構 OAS (35 か国) <u>コスタリカ</u> ラテンアメリカ経済機構 SELA (26 か国) -
後見 返し ④		経済協力開発機構 OECD (35 か国)	経済協力開発機構 OECD (37 か国) (追加) <u>リトアニア</u> <u>コロンビア</u>
後見 返し ⑤		(国名) <u>スワジランド</u>	(国名) <u>エスワティニ</u>
後見 返し ⑤		石油輸出国機構 OPEC (14 か国)	石油輸出国機構 OPEC (15 か国) (追加) <u>コンゴ</u>